

消費税軽減税率対策窓口相談等事業の実施について

大阪商工会議所では、2019年10月の消費税率10%への引き上げ、軽減税率制度導入に対する事業者の対応を支援するため、下記について取り組んでおります。

1. 消費税軽減税率制度の広報とヒアリング調査の実施

各支部に配置しました施策普及員が2018年11月まで市内の事業所を訪問し、2019年10月からの消費税率10%への引き上げや軽減税率制度導入の内容を掲載した小冊子を配布するとともに、その対応等についてヒアリング調査を実施しています。何卒、ご協力のほどお願いいたします。

2. 消費税軽減税率制度説明会の開催

大阪市内の各税務署等と共催して、消費税軽減税率制度説明会を順次開催しています。開催日時など詳細は、国税庁HPで「消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧」をご覧ください。

3. 消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口の開設

本所2階の経営相談室では、標記窓口を設け、専門相談員（税理士）が消費税の軽減税率制度や価格転嫁に関するご相談に応じております。お気軽にご利用ください。（相談無料・秘密厳守）

また、各支部でも経営指導員が経営全般のご相談に応じております。最寄りの支部へご相談ください。

＜消費税軽減税率対策窓口相談等事業に関するお問い合わせ＞

経営相談室： TEL 06-6944-6473